

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社 武藤

業者の住所：山口県岩国市御庄4丁目105番地9

2 指名停止措置期間：令和5年1月26日から令和5年4月25日まで（3か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

貴社の取締役は、岩国市発注の市施設外壁改修工事の契約をめぐり、令和2年5月と同年7月に岩国市元職員から指示された見積金額をもとに2件の随意契約で契約を締結し、公正な契約を妨害したとして、令和4年11月9日、公契約関係競売等妨害容疑で山口県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため

指停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。ア対象区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内